(ii)　法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設において認定職業訓練を受ける者（在職中の者又は規則第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）	（略）	（略）
(iii)　法第二十七条第一項の職業能力開発総合大学校に在学する者		
(iv)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第百二十四条又は第百三十四条の学校の学生又は生徒		
実技試験		
学科試験	一〇、〇〇〇円	
四、〇〇〇円		
ロ　三十五歳未満の者		
(1)　(2)に掲げる者以外の者		
実技試験		
学科試験	六、四〇〇円	
四、〇〇〇円		
(2)　在校生		
実技試験		
学科試験	二、九〇〇円	
四、〇〇〇円		
五　（略）	（略）	（略）
ビルクリーニング	（略）	（略）
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの		
一　（略）		
二　二級		
イ　ロに掲げる者以外の者		
実技試験		
学科試験	一八、〇〇〇円	
三、五〇〇円		
ロ　三十五歳未満の者		
実技試験		
学科試験	九、〇〇〇円	
三、五〇〇円		
三～四　（略）	（略）	（略）

(2)　法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設において認定職業訓練を受ける者（在職中の者又は規則第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）	（略）	（略）
(3)　法第二十七条第一項の職業能力開発総合大学校に在学する者		
(4)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第百二十四条又は第百三十四条の学校の学生又は生徒		
実技試験		
学科試験	一〇、〇〇〇円	
四、〇〇〇円		
五　（略）	（略）	（略）
ビルクリーニング	（略）	（略）
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの		
一　（略）		
二　二級		
実技試験		
学科試験	一八、〇〇〇円	
三、五〇〇円		
三～四　（略）	（略）	（略）